社說

船舶檢査と郵船會社の掃除

郵船會社の請求したる歐米航路特別補助案は審議の時日なしとて遂に握り潰されたれども會社は爲めに其航海を中止するふとなかる可し特別補助の金額も奬勵法に依て得べき金額も殆んど同樣にして其相違は只五年以後に至て遞減せらるゝと否との一事のみなれば會社は依然航海を繼續して次の議會に特別補助を求むるみとならん世間には會社が特定航路を望むは奬勵金の愿典に浴するみと能はざる老朽船を利用せんが爲めなりと云ふものあれども是れは單に一片の邪推のみ尋常の奬勵金さへ得べからざる船舶を特定航路に用ひて特別に保護するが如きは普通の道理に於てある可らず左れば特定にせよ一般奬勵にせよ船舶の檢査を嚴にするは勿論なれども我輩は其檢査の方法に就て聊か疑問なきを得ず元來造船規程なるものは航海奬勵法に奬勵せられて航運業の俄に盛ならんとするを見て斯くては國庫の支出容易に非ずとて狼狽の餘り其奬勵の精神を殺さんが爲めに作りしものにして實際に不都合を免る可らず若しも檢査官に其人ありて徒に法文を株守せず大に手心を用ふれば此規定とて必ずしも不便に非ず例へば此柱は少しく細過ぎる樣なれども彼の梁は通常よりも太きが故に出入相償ふて全躰の堅牢に差異なしと見れば孰々と及第せしむるが如き是れなり即ち法を活用するものにして西洋にても漫に規程に拘泥せず取捨折衷するの常例なりと云ふ船の構造の如き年々新案を出すの常にして若しも規程を死守すれば折角の改良進歩も用ふるみと能はざるの不便ある可し然るに我檢査官中には熟練の人に乏しくして迚も斯くの如き活きたる檢査は覺束なしとのみとなれば其道に精しき西洋人を雇ふて檢査せしむるも不可なからん歟或は今後新に法文する船舶は造船規程に據るとして在來の船舶に限り變通の檢査法を用ふるも可なり其構造に於て欠くる所あり航海不安全とあれば除義なき次第なれども元來造船には各々獨得の流儀あるものにして大體の堅牢には影響なけれども而も細目に於て形式設計を異にするもの多し左れば同じくロイドの檢定船にても一々同一の構造のみには非ず郵船會社が新造中の船舶の如きも法文後造船規程に合格せしむる爲め多少模樣替を爲したりと云ふ其然る所以は必ずしも構造の薄弱なるが故に非ず或る部分に於て造船規程と形式設計を異にするが爲めのみ左れば規程變布以前に於て製造又は購買したるものを一々規程に照して檢査するは頗る無理にして酷なりと云ふ可し航海の安全には差支なきに只その形式を異にするの故を以て幾多の船を排斥して用途に苦ましむるは國の經濟に於て非常の損毛と云はざるを得ず然れども若しも檢査に手心を許せば其人は西洋人にても日本人にても一種の勢力の爲めに眞實薄弱なる船舶を及第せしむるの恐なきに非ず特にロイドの檢定の如き及第すると否とは保險其他に於て多少の損得あるに過ぎざれども今日日本に於て及第すると否とは奬勵金を得ると否との相違にして其損得莫大なれば船の所有者は種々に運動して檢査官を動かすとなる可し法りとは危險千萬に非ずやと云はんか然らば造船規程を改正し嚴に過ぐる所は削除して然る可し此規程は元とロイドの規程を飜譯したるものなれども奬勵禁止の目的を以て立案したる窮規程なれば遂嚴に失するものあるは勿論にして例へば船底の規程の如き一重よりも二重の方善きに相違なしと雖も一重なればとて航海安全ならざるに非ず船内を六區なり八區なりに區隔すれば偶合ひ船底を傷ふとあるも全船内に浸水の憂はなき筈にして特に一重にすれば自から其船材を厚くす可きが故に必ずしも二重に非ざれば不安心なりとは云ふ可らず左ればロイドの規程に於ても乾度二重底たる可しと云はず二重ならば云々一重ならば斯く〳〵の構造にす可しと云ふのみ然るに我造船規程に於ては全船を通じて必ず二重ならざる可らずとの事にて彼の土佐丸の如きも一部分に於て一重の所ありしが爲めに態々二重に改造したりと云ふ是等は即ち改正して然る可きものなるに拘はらず世間の批評に注意するみと怡も斯くの如くにして政府に於ても奬勵禁止的の檢査を遽して實用を主とすると共に會社に於ても大に社務を整理して他日特定航路の目的を達す可き地を作らざる可らず今回の失敗は案の提出晩くして審議の時日なかりしに由ると云ふと雖も此案と相前後したる種々の提出案は無事に通過し甚だしき愚案の名を成したるものまで容易に滿場の贊成を得たる此議會に獨り航海案の握潰しは其だ奇にして自から事情の存するみとならん社の政に任ずるものは深く自から顧ざる可らず一家の家政にても一會社の營業にても主人の心掛如何に依ては著るしき相違を生ずるものにて例へば同じく千圓の歲入を以て同じく一家五口の生計を立つるに甲は綽々餘有あるに反して乙が借財に苦むは世間普通の習なり商賣も亦斯くの如し大に勉强して人材を纏ひ業務を活潑にすれば立派に立ち行く營業にても少しく怠ればたちまち損毛を見るの常なり物價下落して商賣不景氣なる者しも此上不景氣となれば破産の外なしと云ひながら實際は能く其困難に堪へて營業を繼續するは毎度見る所の事實にして例へば先年石炭の價著るしく下落したるときの如き炭礦主は何れも失望落膽せざるはなく今にも續々破産せんかと思ひの外、實際は然らずして大抵その困難を切り抜けたるは別に神變不可思議の計あるに非ず必要に迫まられて出來る限り儉約もし勉强もして冗費を省き冗員を減じ自から謙價に採掘したるが故のみ米國の銀山の如きも此上銀價下落すれば廣鑛の外なしと云ひしは久しき以前の事にして爾來銀價は次第〳〵に下落したれども豫言の如く廢鑛するもの少なきは亦右の理由に因るものなる可し今郵船會社に節す可きの冗費冗員あるや否やは我輩の知る所に非ざれども人の評判を聞けば決して滿足す可らざるが如し世間にては政府の補助を仰がず獨立獨行して相應の利益を收むる航業會社なきに非ざるに郵船會社は莫大の補助を受けながら會社の儲け出したる利益と云ふは殆んど皆無にして且に大藏省より金を貰ふて夕に之を株主に配當するのみ其航路は何れも保護の下に立つものにして而かも輙航路のみを撰で會社に指定したるに非ず然るに補助金の外殆んど一錢の收益もなしとは不思議にして何處かに手落なきを得ず戰爭中には一方なら ぬ利益を得たるよしなれども斯る場合は一攫千金の秋にして今一層敏活に働きたらんには利益も今一層多かりしならんとは世間の評にして其評論の當否は姑く措き大にして古き會社などには自から惰質の弊を生じ易きものにして何時の間にか冗費を累ね冗員を養ふとなきに非ず譬へば猶ほ大家の如し日々の掃除行屆かざるに非ず一見甚だ奇麗なるが如くなれども歲末に至て大掃除を行へば此所にも不用なる襤衣あり彼所にも塵埃の堆積するあり棚の隅より入用なる家具を見出すなど案外の事のみ多きは世の常なり左れば郵船會社の如きも大奮發を以て隅から隅まで大掃除すれば意外の所に冗費冗員あり塵埃の中に人物の埋沒するあれば業務繁多の樣子に聞に風流を誇るものもある可し斯くの如きは獨り郵船會社に限らざれども我輩は特に多きを望む所以は會社は國家の補助に依て成立するものなるが故のみ今回の案は不幸にして破れたれども其代りに同額の奬勵金を得るものとすれば會社は矢張り拂込資本の半額に近き補助を受くるものなり天下廣しと雖も斯くの如き優遇を蒙るものは稀に見る所にして殆んど官業に異ならず世間も自から之を獨立の民業と視ずして一事一動批評を免れざれば會社に於ても注意を密にして國家の殊遇に酬ゆるの覺悟なかる可らず其特別補助の如き國民は絶對に不可なりと云ふに非ず實際必要とあらば三百萬圓にても四百萬圓にても惜む所に非ざれども只漠然豫算の數字を並らべて漠然これを請求するみと怡も豪家の惡子が十圓の小遣錢を不足と云ひ二十圓にても尚ほ足らずと云ふが如き事情あらんには假令ひ補助其事は必要なりと知るも人情として之を拒むみとある可し海軍省は不始末なりとの評判ありしが爲めに軍艦製造の必要を認めながら之を否決したる前例もあるみとなれば國庫の國財に生存を託するものは事實の有無に拘はらず世間の批評に注意するみと肝要なり我輩は船舶檢査の窮窟を訴ふると共に會社に向て大掃除の斷行を促すものなり

○帝國議會閉會式

一昨二十四日貴族院の閉會後帝國議會閉會式を二十五日午前十一時執行すべき旨仰せ出されたるに付き内閣總理大臣より直ちに其旨を兩院に通牒し昨日午前十一時を以て當第十回帝國議會の閉會式を貴族院に擧行したるが其次第は例年の通りにて先づ定刻の十五分前に兩院議員は各其議場に參集し衆議院議員は鳩山議長に率ゐられて貴族院に會同し松方内閣總理大臣の内閣諸大臣に擁せられて貴族院の正玄關に着するや貴族院書記官は之を迎へて先づ大臣室に案内し終て兩院議員の共に式場に列するを待ち午前十一時、書記官の先導にて松方大臣以下、式場に進み各員敬禮の後、式部官、勅語書を松方大臣に呈し同大臣は先づ勅語を代讀するの美を一言し各員謹聽の間、徐ろに左の勅語を勅讀す

朕黃族院及衆議院の各員に告ぐ

朕本日を以て帝國議會の閉會を命じ併せて卿等屬精の勞を嘉奬す

勅讀了るや近衛貴族院議長は進んで勅語書を拜受し更に各員敬禮の後、大臣の退出に次いで議員等退散し茲に全く閉會式を了れり

○上奏案

衆議院にては一昨上奏案を可決し鳩遣して右上奏書を上奏せられたる旨を傳へさせられ（畏くも左の勅語）

朕衆議院の忠實

法

勅令國議會ノ協賛ヲ之ヲ公布セシム

御名御

明治三十年三月

法律第十二號

競牡馬檢査法

第一條　競牡馬ハ此ノ法律ニ依リ檢査ニ合格シタルモノニ限リ競馬ニ使用スルコトヲ得

第二條　競馬會ハ競牡馬ノ檢査ニ合格シタルモノニ限リ競馬ニ使用スヘシ

第三條　證明書ノ效力ハ前項ノ證明書ヲ下付スヘシ

第四條　檢査ニ關スル證明書ノ效力ハ其ノ檢査ヲ爲シタル日ヨリ一箇年トス

第五條　此ノ法律ハ官屬ノ爲ス事務ニ之ヲ適用ス

第六條　學術研究ノ爲ニ輸入シタル競牡馬ハ此ノ法律ニ拘束セサル事ヲ得

第七條　檢査ニ合格セサル競牡馬ノ輸入ハ之ヲ禁ス

第八條　競牡馬檢査ノ規程ハ農商務大臣ノ定ムル所ニ依ル

第九條　此ノ法律施行ニ必要ナル規程ハ農商務大臣ノ定ムル所ニ依ル

第十條　此ノ法律ハ明治三十年四月一日ヨリ施行ス

○林業巡回教師

六號は府縣稅又は市町村の待遇任免等に關する件

○水産講習所

官制を、勅令第四十號は給與令を、勅令第四十一號は給與令第三十一條を裁可公布せらるゝものにて、何れも設せらるゝものにて、任職員として監事一人、書記四人、助教三人、書記四人、職員として講習所の職員として商業に應じて商業及漁業に關する事務に任用令第四條（特別職員）及び教授は技術官として任用令第四條（特別職員）に得るみとに定めたり

○給與規則の改正

及津軍鎮駐劄陸軍部隊の給與令第三十一條に依り海軍監獄の料を給し得るみとなれたるが改正の要旨は海軍監獄の料を給し得るみとなれたるが改正の要旨は海軍監獄の料を給し得るみとなれたるが改正の要旨は